

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 西方地域づくり推進課

|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 許認可等の内容        |  | 真名子夢ホール使用料の還付                          |
| 根拠法令等及び条項      |  | 栃木市真名子夢ホール条例第9条                        |
| 標準<br>処理<br>期間 | 根拠条項   | 未設定                                    |
|                | 設定等年月日   | 平成 年 月 日設定<br>平成 年 月 日最終変更             |
|                | 標準処理期間   | 日                                      |
| 審査<br>基準       | 根拠条項   | 栃木市真名子夢ホール条例第9条<br>栃木市真名子夢ホール条例施行規則第8条 |
|                | 参考事項   |  |
|                | 設定等年月日   | 平成23年10月 1日設定<br>平成 年 月 日最終変更          |
|                | <p>【 基 準 】</p> <p>1 使用料の還付（条例第9条）<br/>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>2 規則第8条の規定<br/>(1) 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、真名子夢ホール使用料還付申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。</p> |  |